



## 高野町の紹介

『高野町』は、和歌山県の北東部にあり、大自然に囲まれ、平安時代弘仁7年（816年）より弘法大師空海が修行の場として開いた高野山真言宗の聖地高野山を中心とする町で、貴重な文化財・建造物・名所が数多く存在します。2004年には「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されました。また2016年に、女人道・黒河道・京大坂道不動坂が世界遺産に追加登録されました。

この、歴史、文化、伝統のある無限の可能性を秘めたこの高野を『もっと元気なまちに』そして『誰もが住みよい、住みたくなる、来たくなる』まちづくりを目指し、町民の皆様が抱くそれぞれの夢の実現に向け事業を展開しています。

## 企業版ふるさと納税の大幅な見直し

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、制度を大幅に見直します。

これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、**最大で寄附額の約9割が軽減**され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなります。



(例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）が軽減  
※ 令和2年4月1日以後に開始する法人の事業年度から適用

### 制度活用にあたっての留意事項

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。  
例：× 寄附の見返りとして補助金を受け取る。 × 有利な利率で貸付をしてもらう。
- 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。  
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。  
例：A県B市に本社が所在⇒A県とB市への寄附は制度の対象外
- 次の都道府県、市区町村への寄附については、本制度の対象となりません。
  - i. 地方交付税の不交付団体である都道府県
  - ii. 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制における地方活力向上地域以外の地域に存する市区町村\*  
※首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯など

認定後の寄附の受付となります。令和3年2月現在認定申請中。

お問合せは 高野町役場企画公室 担当：田輪

電話：0736-56-3000 E-mail: kikaku@town.koya.wakayama.jp